

沖縄県下水道協会 下水道排水設備工事責任技術者試験 及び更新講習実施要綱

第1条	目的
第2条	用語の定義
第3条	試験の実施
第4条	試験の実施機関及び実施対象
第5条	試験の実施回数及び実施期日
第6条	試験の方式及び内容
第7条	試験の受験資格
第7条の2	試験の免除
第8条	試験の受験申請、実施方法等
第9条	試験運営委員会の設置
第10条	試験の合否の判定及び合格証の交付
第11条	試験の合格取消し
第12条	登録
第13条	責任技術者証
第14条	登録の取消し等
第15条	業務禁止又は停止
第16条	下水道管理者の通知義務
第17条	登録の更新及び更新講習
第18条	更新講習の実施機関
第19条	更新講習の回数及び実施時期
第20条	更新講習の実施方法等
第21条	更新講習運営委員会の設置
第22条	削除
第23条	削除
第24条	受験講習の実施
第25条	試験、登録、更新講習及び受験講習の費用の徴収
第26条	その他

沖縄県下水道協会 下水道排水設備工事責任技術者試験 及び更新講習実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県下水道協会（以下「協会」という。）内において、下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の資格認定のための試験（以下「試験」という。）及び登録更新のための講習（以下「更新講習」という。）を統一的に実施するために必要な基本的事項を定め、責任技術者の技術の平準化とその向上及び事務の省略化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道管理者 下水道法（昭和33年法律第79号）に定める下水道を実施する市町村及び一部事務組合（以下「市町村」という。）の長（地方公営企業法を適用して下水道事業に係る公営企業管理者を設置している場合は、当該事業管理者）をいう。
- (2) 条例等 市町村ごとに定められる下水道事業の実施に関する条例、規則等をいう。
- (3) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）の工事（新設工事、増設工事、改築工事及び撤去工事を含む。）をいう。
- (4) 排水設備工事責任技術者 沖縄県下水道協会会長（以下「会長」という。）が、要綱に基づき行う試験に合格、又は更新講習を修了した者のうち会長に対し登録申請又は登録更新が行われ登録された者をいう。

(試験の実施)

第3条 責任技術者の資格の認定に当たっては、関係法令、排水設備工事の設計及び施工等に関する試験を行う。

(試験の実施機関及び実施対象)

第4条 試験は協会が実施する。

- 2 試験は、協会内の市町村において責任技術者として登録を受けようとする者を対象とする。

(試験の実施回数及び実施期日)

第5条 試験は、原則として、毎年、1回実施する。

- 2 試験は、毎回11月の第1日曜日に協会内で一斉に実施する。ただし、特別な理由によりこの日に実施することが困難なときは、会長が定める日に実施する。

(試験の方式及び内容)

第6条 試験は筆記試験とし、その内容は、下水道に関する一般知識、排水設備に関する法令、事務手続き、設計及び施工並びに維持管理に関するものとする。

- 2 試験に出題する問題(以下「試験問題」という。)は、社団法人日本下水道協会(以下「協会本部」という。)が作成する標準試験問題に準拠し、協会内の実情を加味して適宜作成する。ただし、会長が認めた場合は、協会本部が作成する共通試験問題を購入して実施できるものとする。
- 3 協会は、共通試験問題に加え、協会の事情等を加味した独自の二次試験、又は追加講習を実施することができる。

(試験の受験資格)

第7条 試験を受験できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者
 - (2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事若しくは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計若しくは施工に関し1年以上の実務経験を有する者
 - (3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し2年以上の実務経験を有する者
 - (4) 前各号に掲げる者に準ずるものとして別に定める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験することができない。
- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者
 - (2) 不正行為等によって試験の合格を又は条例に違反して責任技術者としての登録を取り消され、取り消された日から2年を経過していない者
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が受験を不相当と認める者

(試験の免除)

第7条の2 次に該当する者は、第7条の規定にかかわらず試験を免除することができる。

- (1) 下水道技術に関する国家試験(建設業法の規定に基づく管工事・土木・建築の施工監理技士に関する1級の技術検定)に合格し、その資格を有する者。
 - (2) 下水道技術に関する国家試験(建設業法の規定に基づく管工事・土木・建築の施工監理技士に関する2級の技術検定)に合格し、排水設備工事の実務経験1年以上有する資格者とする。
- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、下水道排水設備工事責任技術者試験免除申請書(第22号様式)を下水道管理者を経由して、会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、免除申請のあった者を適当と認めた場合、第10条の規定に基づく者と同じ取扱い

を行う。

- 4 免除が適当と認められた者は、本協会が開催する責任技術者認定資格講習会を必ず受講しなければならない。

(試験の受験申請、実施方法等)

第8条 試験を受験する者は、会長が定める期日までに、責任技術者試験申込書(第1号様式)を実施要領で定める書類を添えて、住所地又は勤務している指定工事店の登録地の協会内下水道管理者(以下「下水道管理者」という。)を経て申し込むものとし(郵便は不可)、その他、実施方法等については、実施要領で定める。

(試験運営委員会の設置)

第9条 会長は、試験の円滑な実施を図るため、協会内に試験運営委員会を設置する。

- 2 試験運営委員会の構成、業務及び運営等については別に定める。

(試験の合否の判定及び合格証の交付)

第10条 会長は、試験実施後速やかに実施要領に基づき試験の合否判定を行う。

- 2 会長は、前項の判定の結果、合格と判定した者(以下「合格者」という。)に対して、合格の通知を行い、合格証(第2号様式)を交付するとともに、合格者名簿(第3号様式)を作成して協会内の各下水道管理者に通知する。

(試験の合格取消し)

第11条 会長は、試験の合格者として通知した者について、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、試験の合格を取り消さなければならない。

- (1) 試験の受験資格がないことが判明したとき。
 - (2) 不正行為等により試験に合格したことが判明したとき。
- 2 前項の規定により、試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を合格者に通知するとともに、速やかに合格証を返還させるものとする。
 - 3 試験の合格を取り消したときは、その都度、その旨を各下水道管理者に通知する。

(登録)

第12条 試験の合格者は、会長に対し責任技術者としての登録を申請することができる。

- 2 前項の申請は、会長が定める期日までに責任技術者登録申請書(第4号様式)に実施要領に定める書類を添えて、下水道管理者を経て行わなければならない。
- 3 期日までに、登録を行わないときはその資格を失う。ただし、特別な理由があると会長が認めた者については、この限りでない。

- 4 登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、5年とする。ただし、新規登録者に関しては、この限りでない。
- 5 会長は、下水道管理者より送付された登録者名簿（第5号様式）を、速やかに取りまとめ各下水道管理者に送付する。

（責任技術者証）

- 第13条 会長は、前条第1項に定める登録資格を有する者から前条第2項の申請があったときは、責任技術者として登録を行い、責任技術者証（第6号様式）を交付する。
- 2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市町村職員等から提示の要求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 3 責任技術者証の氏名、住所等に変更（住居表示の変更含む。）があったときは、直ちに届出事項変更届（第7号様式）に変更の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、下水道管理者を経て、会長へ届出しなければならない。
 - 4 責任技術者は、責任技術者証を損傷又は紛失した場合は、直ちに再交付申請書（第8号様式）を下水道管理者を経て、会長に申請し、再交付を受けなければならない。
 - 5 責任技術者は、第14条の規定により登録を取消しされたときは、責任技術者証を遅滞なく、下水道管理者を経て、会長に返還しなければならない。
 - 6 責任技術者は、責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
 - 7 責任技術者は、2以上指定店の責任技術者を兼ねることはできない。

（登録の取消し等）

- 第14条 会長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1) 第11条第1項の規定により試験の合格の取り消しがあったとき
 - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者になったとき
 - (3) 第17条の規定による更新手続きをしなかったとき
 - (4) 登録の辞退届があったとき
 - (5) 死亡したとき

（業務禁止又は停止）

- 第15条 会長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し、又は一定期間を定めて業務を停止することができる。
- (1) 市町村が定める条例、規則等に違反したとき。
 - (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、下水道管理者が責任技術者として不適切と認めるとき。
- 2 前項各号の規定に該当する場合にあっては、下水道管理者の処分をもって前項の規定による処

分とみなすものとする。

(下水道管理者の通知義務)

第16条 下水道管理者は、前条の事実があったときは、直ちに、処分通知書(第9号様式)により会長に通知しなければならない。

2 会長は、前項の処分通知書を各下水道管理者に通知するものとする。

(登録の更新及び更新講習)

第17条 登録期間満了後も引き続き責任技術者の登録を受けようとする責任技術者は、登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。

2 登録更新を受けようとする責任技術者は、技能の維持確認及び最新技術の習得等を目的とする更新講習(以下「更新講習」という。)を受講しなければならない。

3 更新講習は、責任技術者の既登録期間満了の日の属する年度の末日までに受講しなければならない。

4 登録更新該当者は、会長の指定する期日までに登録が更新されないときは、責任技術者の資格を失う。ただし、特別な理由があると会長が認めた者については、この限りでない。

(更新講習の実施機関)

第18条 更新講習は、協会が実施する。

(更新講習の回数及び実施時期)

第19条 更新講習は、毎年1回7月に実施するものとする。ただし、特別な理由によりこの月に実施することが困難なときは、会長が定める月に実施する。

(更新講習の実施方法等)

第20条 更新講習を受講する責任技術者は、会長が定める期日までに、更新講習受講・登録申込書(第11号様式)に、実施要領で定める書類を添付して、下水道管理者を経て申し込むものとし(郵送は不可)、その他実施方法等については、実施要領で定める。

2 更新講習の円滑な実施を図るため、講師の養成を目的とした講習会を下水道管理者に所属する職員を対象として、随時開催するものとする。

(更新講習運営委員会の設置)

第21条 会長は、更新講習の円滑な実施を図るため、協会内に更新講習運営委員会を設置する。

2 更新講習運営委員会の構成、事務及び運営等については、別に定める。

第22条 削除

第23条 削除

(受験講習の実施)

第24条 会長は、試験の受験を目的とした講習会（以下「受験講習」という。）を開催することができる。この場合において実施方法等については、試験実施計画等に含めて定めるものとする。

(試験、登録、更新講習及び受験講習の費用の徴収)

第25条 試験、更新講習及び受験講習の実施並びに運営に係る経費は、原則として受験者、登録者及び受講者から徴収するものとする。この場合において手数料等については、別に定める。

(その他)

第26条 会長は、試験、更新講習及び受験講習の実施に当たっては、あらかじめ、これらに参加する下水道管理者を明らかにして行うものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の際、既に下水道管理者が実施した試験等に合格し、責任技術者又はこれに準ずる者として登録されている者については、この要綱により登録された責任技術者とみなすものとする。ただし、既責任技術者登録市町村の有効期限の満了する年度において、この要綱に基づき実施される更新講習を受講しなければならない。受講しない者については、登録更新ができないものとする。
- 2 入院等やむを得ない事由により、前項のただし書きの更新講習を受講することができない責任技術者は、これらの事由を証する書類を添え、現に登録している下水道管理者に届けなければならない。この場合、当該下水道管理者及び支部長は、別に更新講習を行うよう配慮するものとする。
- 3 前2項の規定により、この要綱に基づく責任技術者とみなされた者（以下「既登録者」という。）に係わる登録有効期間は、市町村の有効期間年度の9月30日までとする。ただし、有効期間の定めのない既登録者については、平成14年度までに更新講習を受講しなければ、支部に登録はできないものとする。
- 4 市町村の責任技術者試験等に合格し、登録する資格を有している者で、未登録者に対しては、平成11年度又は平成12年度に実施する更新講習を受講することを認める。受講を修了した未登録者は、要綱第12条による登録ができるものとする。ただし、合格証の代わりに修了証

を提示することとする。なお、更新講習を受講する場合は、要綱第20条に規定する受講申込書に必要書類を添えて支部長が定める期間内に、その者を管轄している下水道管理者を経て、支部長へ申し込むものとする。(送付は不可。)受講しない者については、責任技術者の登録の権利を失うものとする。

- 5 平成12年度以降、既責任技術者登録市町村の有効期間がある者は、それ以前の更新講習を受講し、登録更新ができるものとする。ただし、要綱第23条にかかわらず、登録期間は既責任技術者登録市町村の残存期間の属する年度の9月30日までとする。
- 6 平成20年度以降の排水設備工事責任技術者更新講習受講者から有効期間を5ヵ年とする。

附 則 (平成23年4月22日支部総会で決定)

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 改正後の要綱の施行の日において、現に日本下水道協会沖縄県支部に排水設備工事責任技術者として登録者については、引き続き沖縄県下水道協会の排水設備工事責任技術者として登録されているものとみなす。
- 2 改正後の要綱の施行の日において、現に日本下水道協会沖縄県支部が交付した合格証書及び修了証書のうち有効期限が満了していない者については、引き続き沖縄県下水道協会が交付したものとみなす。

附 則 (平成27年4月17日県下水道総会で決定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。